

田原本中学校 学校いじめ防止基本方針

1. はじめに

(1) いじめに対する基本的な認識

いじめは、児童生徒の尊厳を著しく傷つけ、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える深刻な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されないものです。すべての生徒が安心・安全に学び、豊かな人間関係の中で自己実現を目指せる教育環境の整備が何よりも重要です。

田原本中学校は、「いじめは絶対に許されない」という前提に立ち、生徒の命と尊厳を徹底して守ることを第一に考え、教職員が一体となって、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめを「許さない・見逃さない」学校づくりを推進します。

(2) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめ」とは、本校に在籍する生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめの事実の有無の判断は、いじめを受けた生徒の立場に立って行うものとし、けんかやふざけあいであっても、背景にある事情を調査し、生徒が感じる被害意識に配慮することが大切です。

具体的には、次のような態様が考えられます。

- ① 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) いじめの解消の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① **いじめに係る行為が止んでいること：**被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により長期の期間を設定します。
- ② **被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと：**行為が止んでいると判断する時点において、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること（本人及び保護者への面談等により確認）。

いじめが解消に至った場合でも、再発の可能性を十分に考慮し、教職員は当該生徒について日常的に注意深く観察を継続します。

(4) 本方針の周知

本方針は、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が容易に確認できるような措置を講じ、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に周知します。

2. いじめ防止のための学校体制

(1) 学校いじめ対策組織の設置

いじめの防止等の措置を実効的かつ組織的に行うため、校長のリーダーシップの下、教育委員会と適切に連携し、その中核となる常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。

① 組織の構成員

- ・ 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導担当により構成する生徒指導部会を学校いじめ対策組織とします。
- ・ また、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、担任や学年主任などの関係の深い教職員を追加し、必要に応じ、田原本町いじめ・不登校対策指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、田原本町役場警察OBもメンバーに加えます。
- ・ 町教育委員会とも相談し、場合によっては、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官、教員経験者など外部専門家の助言を得ながら対応します。
- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育推進教員、学年主任で組織する運営委員会でも毎週のいじめ事象の確認を行います。

② 組織の役割

学校いじめ対策組織は、以下の役割を担います。

- ・ 年間指導計画の策定。
- ・ いじめ防止等の対策について全教職員で共通理解を図ること。
- ・ いじめの疑いや配慮を要する生徒についての情報の収集と共有を行うこと。
- ・ いじめの疑いがある場合の緊急会議の開催と迅速な情報共有。
- ・ 被害生徒の安全の保障を徹底し、生徒に対する支援の方針、指導体制、対応の方針と保護者との連携等を迅速に行うこと。
- ・ 重大事態が生じたときには、学校又は学校の設置者が調査の主体となること。
- ・ PDCA サイクルに基づき、本方針や対策の実情への適合性を点検し、見直しを行うこと。

(2) 評価と改善 (PDCA サイクル)

学校は、いじめの防止等の取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。評価対象項目には、アンケート、個人面談、校内研修等の実施なども盛り込むよう努めます。評価結果を踏まえ、必要に応じて本方針の見直し等を行います。

3. いじめの防止、早期発見、対応に関する具体的取組

(1) いじめの防止 (未然防止)

いじめを生まない土壌づくりを最も重要視し、教職員が真摯に生徒と向き合う体制を構築します。

① 教育活動を通じた人権意識の向上

- ・ 人権尊重の精神に立った学校づくりを推進し、いじめを許容しない雰囲気を作成します。
- ・ 多様性を認め合い、互いの違いを尊重し合える集団づくりを推進します。
- ・ 道徳教育や人権教育の推進、自尊感情を高める取組を充実させます。
- ・ いのちの尊さを学ぶための様々な体験を重視した「いのちの教育」を推進します。
- ・ 傍観者を含む全ての生徒が自主的にいじめの問題について考え、自己解決力を育成します。

② 教職員体制の構築

- ・ 教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境をつくりまます。
- ・ 教職員が一人で抱え込まず互いに相談できる環境や SOS を出しやすい雰囲気の構築に努めます。
- ・ 校内研修の充実を図り、指導力向上に努めます。

③ 特に配慮が必要な生徒への支援

以下の生徒に対しては、理解の促進と適切な指導・支援を実施します。

- ・ 発達障害を含む、障害のある生徒。
- ・ 性同一性障害や性的指向、性自認に係る生徒。
- ・ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒等。

④ 情報教育の充実

- ・ 情報モラル教育の推進を実施します。
- ・ 家庭内でのモラル教育やルールづくり等の啓発を通じて、インターネットを通じて行われるいじめの防止に努めます。

(2) いじめの早期発見・認知

教職員は、いじめに対する正しい理解をもち、被害生徒の目線に立ち、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって積極的に認知に努めます。

- ・ 信頼関係の構築：日常的に生徒との信頼関係を構築し、相談しやすい雰囲気を作ります。
- ・ 情報収集：定期的なアンケート調査、個人面談、人目につかない場所の巡回などを行います。
- ・ 教職員間の連携：生徒の様子に関する情報を教職員間で収集・共有します。
- ・ 家庭との連携：いじめのサインが見つかった場合は家庭と連携し、保護者の気持ちに寄り添った対応を行います。
- ・ 教育相談体制：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用により相談体制を充実させます。

(3) いじめへの対応・再発防止

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応を行います。

① 被害生徒の保護と支援

- ・ 学校が徹底して子どもを守る姿勢を伝え、被害生徒の安全を確保し、不安を取り除き、ケア等の支援を継続的に行います。

- ・ いじめを受けた生徒が加害生徒と接することを恐れる場合は、できる限り物理的及び SNS 等による WEB を介した接点を絶つような配慮や対策を講じます。
- ② **加害生徒への指導と支援**
 - ・ 加害生徒に対し、その行為について厳正に指導します。
 - ・ 謝罪や責任を形式的に問うのではなく、いじめが非人道的行為であることを認識させ、人間的成長につながるような、毅然とした対応と粘り強い指導を展開します。
 - ・ 加害生徒の心情や言い分を十分に聴き取り、心理的な孤立感・疎外感を与えないようスクールカウンセラー等と連携し、成長支援という視点を持ちながら理解を促します。
- ③ **情報共有と報告**
 - ・ いじめ事象の内容等を速やかに家庭及び教育委員会及び田原本町役場警察OB等へ報告します。
 - ・ 調査した事実関係、指導・援助方針を正確かつ速やかに保護者（被害・加害双方）に説明し、同意を得ます。
- ④ **外部機関との連携**
 - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき、または生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、連携して対処します。
 - ・ 少年の健全育成や生徒指導に経験豊富な警察官等による授業や学校の見守りなど、田原本町役場警察OBや警察との連携体制を構築します。
 - ・ 弁護士への相談など司法との連携、心理相談機関、医療機関、児童相談所などの福祉機関とも連携し、生徒への支援を行います。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえます。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上欠席でなくても、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手します。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、速やかに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、学校いじめ対策組織が、校長の指導や指揮の下、迅速かつ丁寧な調査を行います。

- ・ 報告：重大事態発生時は、田原本中学校 → 田原本町教育委員会 → 町長へ直ちに報告します。